

1 国の動向

(1) 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化していく中で、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」の実現を提唱した。

(2) 平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、**複合的な問題や、制度の狭間の問題に対応**すべく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域をともに創っていくことを掲げた。

(3) 平成30年4月に、地域社会の実現に向けた取り組みを推進するため、社会福祉法が一部改正され、任意であった市町村地域福祉計画の策定を努力義務化した。地域福祉計画には、下記事項を盛り込むこととされている。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

(4) 認知症・知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにも関わらず、成年後見制度が十分に利用されていない現状があることから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるとされている。

(5) 令和3年4月に、社会福祉法が改正され「**重層的支援体制整備事業※（任意事業）**」を創設。

(6) コロナ禍の影響は世代や属性を超えて広範囲に及び、休業やシフト減、雇止め等による経済的困窮に加え、緊急事態宣言等に伴う外出自粛により人とのつながりが変化し、社会的に孤立を深める人、DV・虐待など家庭に問題を抱える人が顕在化した。

※「重層的支援体制整備事業」

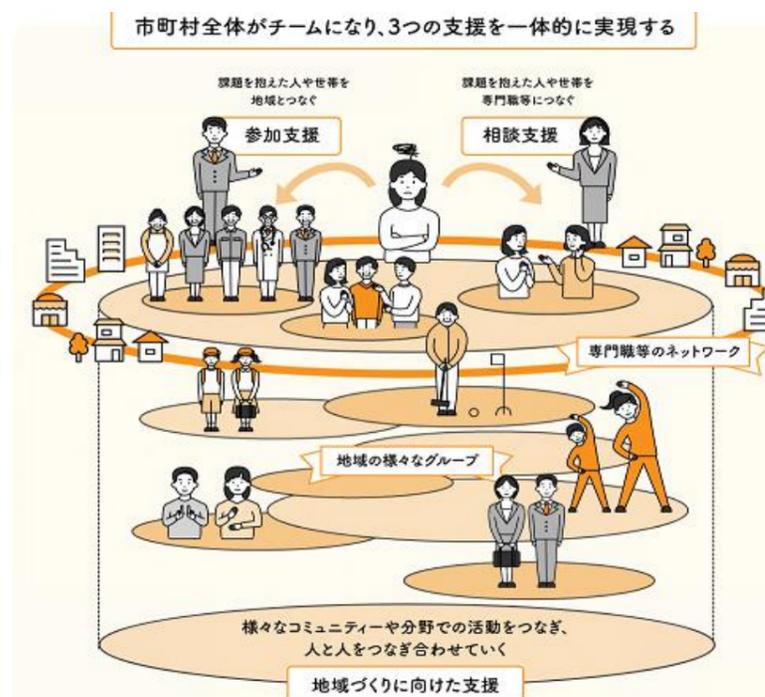
市町村全体の支援機関・地域関係者が**断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築**することをコンセプトに、3つの支援を一体的に実施するもの。①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、また、①～③を支える事業として、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働事業がある。

地域共生社会の実現に向けて



出典：厚生労働省

重層的支援体制整備事業



出典：厚生労働省

2 都の動向

(1) 令和3年12月、都は地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、第2期東京都地域福祉支援計画を策定した。計画では、

- ①地域での包括的な支援体制づくり、
- ②誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える、
- ③地域福祉を支える基盤を強化するという3つのテーマを掲げている。

※東京都地域福祉支援計画と福祉分野の各計画との関係イメージ

- ①各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「支える」
- ②都民の地域生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」
- ③各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」
- ④福祉分野にとどまらず、関連する分野に「広げる」



「人が輝く」東京へ

東京における「地域共生社会」の実現

おわりに「東京の未来に向けて」

- 三つの理念の具現化
- 1 誰もが、所属や世代を超え、地域と共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
 - 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
 - 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

- 計画的な地域福祉の推進
- 第3章 ～地域生活課題の解決～
- テーマ①「地域での包括的な支援体制づくりのために」
- ▶ 包括的な相談・支援体制の構築
 - ▶ 対象を限定しない福祉サービスの提供
 - ▶ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり
 - ▶ 地域住民等による地域の多様な活動の推進
 - ▶ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- テーマ②「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために」
- ▶ 住宅確保要配慮者への支援
 - ▶ 権利擁護の推進
 - ▶ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
 - ▶ 災害時要配慮者対策の推進
 - ▶ 多様な地域生活課題への対応
- テーマ③「地域福祉を支える基盤を強化するために」
- ▶ 民生委員・児童委員の活動への支援
 - ▶ 福祉人材の確保・定着・育成
 - ▶ 福祉サービスの質の向上

3 地域福祉計画に係る区の各種計画

台東区基本構想（H30年～概ね20年後）

将来像 世界に輝く ひと まち たいとう

- 基本目標1 あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現
- 基本目標2 いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現
- 基本目標3 活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現
- 基本目標4 誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現

多様な主体と連携した区政運営の推進

- 平和と多様性の尊重 パートナーシップの促進
- 国内外の都市・地域との連携 持続可能な行財政運営

台東区長期総合計画（H31年～R10年）

（子育て分野）

- 施策1 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援
- 施策2 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの展開
- 施策3 配慮を要する子供・若者や家庭への支援
- 施策4 子供の育ちを地域で支える環境づくり

（防災防犯分野）

- 施策47 家庭や地域における防犯対策の推進
- 施策48 避難者・帰宅困難者対策と生活復興対策

（福祉分野）

- 施策21 地域福祉の支援体制の充実
- 施策22 高齢の生きがいづくりと介護予防の推進
- 施策23 高齢者が安心して地域で暮らし続けられる環境づくり
- 施策24 障害者の地域生活を支える環境づくり
- 施策25 障害者の自立と社会参加の促進
- 施策26 権利擁護の推進
- 施策27 生活の安定・自立に向けた支援の充実

（多様な主体と連携した区政運営の推進）

- （平和と多様性の尊重）（パートナーシップの促進）
- 施策56 人権の尊重 施策58 協働の促進
- 施策57 多文化共生の推進

第6期台東区障害福祉計画 （R3年度～R5年度）

基本理念

誰もが人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で、共にいきいきと暮らせる社会の実現

基本目標Ⅰ

心のバリアフリーと権利擁護の推進

基本目標Ⅱ

地域生活支援の充実

基本目標Ⅲ

障害児支援の充実

基本目標Ⅳ

自立や生きがいに結び付く就労支援の充実

第8期台東区高齢者保健福祉計画・ 台東区介護保険事業計画 （R3年度～R5年度）

基本理念

- ・高齢者をはじめ、誰もが尊厳を守られ、いきいきと安心して自立した生活を続けられるまち
- ・多様性が尊重され、住み慣れた地域全体で、助け合い支え合えるまち

基本目標

- ・主体的な健康づくりと生きがいづくり
- ・支え合いの地域づくりと安全安心な環境づくり
- ・自立した生活を支える基盤づくり

台東区次世代育成支援計画（第二期） （R2年度～R6年度）

基本理念

子供の育ちと若者の自立を支え、すべての子供・若者が成長し輝くまち たいとう

基本的な視点

- 視点1 次代を担う・若者の成長と自立を支援する
- 視点2 親がゆとりを持って子供を生き育てることが出来る環境を整備する
- 視点3 地域の様々な人々が一体となり、子供・若者の成長を支援する

基本目標1 安心して子供を生き育てられるよう切れ目のない支援を行う

基本目標2 教育・保育の質と量を充実する

基本目標3 子供や親の学びと遊びの場を整備する

基本目標4 子育て支援環境の充実を図る

基本目標5 子供が安心して安全に育つ環境をつくる

基本目標6 配慮を要する子供や家庭への支援の充実を図る

基本目標7 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう

4 区の状況

- (1) 令和3年度区民アンケートでは、コロナ禍における孤立感・孤独感を感じたと回答した方は約4割だった。少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、**8050問題や社会的孤立、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑で複合的な課題を抱える区民がいる。**
- (2) 令和4年度地域福祉計画の策定に向けた専門職アンケート調査では、既存のサービスでは対応が困難な事例として「**8050問題**」や「**ひきこもり**」、「**ダブルケア**」などの事例が報告されている。
- (3) 令和4年度区政サポーターアンケートでは、安心して暮らせる台東区のために区が力を入れるべきこととして、約5割の人が「**生活に関する相談窓口の充実と情報提供**」と回答している。
- (4) **要介護認定者数**は令和2年度末で10,415人であり**増加傾向が続いている**。また、**単身高齢者世帯数**は令和3年1月1日時点で19,831世帯であり、令和2年度と比べて約400世帯**増加**している。
- (5) 令和元年の65歳以上の要介護認定者のうち、何らかの**認知症**の症状がある方は7,643人（高齢者人口の16.6%）で、平成28年（6,651、14.6%）に比べて**人数・割合ともに増加**している。
- (6) 台東区の障害者手帳所有者数は、令和4年3月末時点で、身体障害者が6,219人、知的障害者が1,016人、精神障害者が1,996人である。また、**障害がある高齢者**（身体・知的）は平成22年3月末時点では3,928人であったが、令和3年6月20日時点においては4,383人（+455人）に**増加**している。
- (7) 介護人材の育成、高齢者施設の整備等により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組んでいる。また、令和元年度の高齢者実態調査の結果では、**介護保険サービス利用の満足度は72.8%**となっている。
- (8) 生活介護等の日中活動の場やグループホーム等の居住環境を整備するとともに、ガイドヘルパーの派遣や在宅レスパイト事業の実施などにより、障害者の地域生活を支えている。また、障害児（者）の医療的ケアへの支援や、障害福祉人材の確保・育成・定着支援、精神障害者の地域移行支援に取り組んでいる。令和元年度の高齢者実態調査の結果では、**障害福祉サービスの満足度は、62.0%、相談支援事業所利用の満足度は、62.6%**となっている。
- (9) 高齢者の社会参加や地域交流を促進するため、生涯学習やボランティアの育成、就労を希望される方向けの相談・セミナー等の取り組みを実施している。また、令和元年度の高齢者実態調査の結果では、**高齢者の地域活動の参加割合は47.5%**となっている。
- (10) 成年後見制度の利用を促進するため、推進機関である台東区社会福祉協議会と連携して普及啓発を行っているほか、申立費用・後見人等に対する報酬への助成等により、制度利用を支援している。また、令和元年度の高齢者実態調査、障害者実態調査の結果では、**成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合は、高齢者の一般調査で30.4%、認定者調査で20.6%、障害者の調査で20.9%**となってい
- (11) **高齢者の虐待通報件数**は、令和元年度に比べて令和3年度は約**1.3倍に増加**した。（令和3年度家庭内虐待通報85件、施設内虐待通報6件）また、**障害者の虐待通報件数**は、令和元年度に比べて令和3年度は**3.6倍に増加**した。（令和3年度虐待通報件数11件）
- (12) **要保護児童の年間登録人数**は、令和3年度に880人であり、**直近5年間で最も多い**。
- (13) 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、専門の支援員による、一人ひとりの状況に合わせた支援プランの作成等、関係機関と連携して**生活困窮者の自立に向けた包括的な支援**を実施している。

5 地域福祉計画策定のための各種アンケート調査結果 ※資料3-2、3-3参照

- (1) 区政サポーターアンケート調査（回答186名）
- (2) 専門職アンケート調査（回答88名）
- (3) 民生委員・児童委員アンケート調査（回答168名）
- (4) ボランティア団体アンケート調査（回答15団体）

6 区の主な課題

- (1) 区民が暮らしていく中で抱える複雑で複合的な課題は、既存の行政サービスだけで対応することが難しくなっており、区民や事業者、ボランティア団体等との連携により、**適切な相談や支援につながる環境づくり**に取り組んでいく必要がある。
- (2) 高齢・障害の介護サービス需要の増加は今後も続くと見込まれており、**福祉人材の確保や福祉ボランティアの育成等**に一層取り組んでいく必要がある。
- (3) かねてより、提供しているサービスの質について課題と感じている事業者の割合は多く、**質の高い福祉サービスを提供**するための取り組みが必要である。
- (4) 障害者の高齢化が進んでおり、**高齢者福祉施策と障害福祉施策の連携**を一層推進していく必要がある。
- (5) **成年後見制度**の認知度は依然として低く、制度の利用が必要な方が、**適切に利用できる環境を充実**していく必要がある。
- (6) 要保護児童の年間登録数や、高齢者・障害者への虐待事通報件数は増加傾向にあり、**虐待の未然防止や、早期発見・早期対応**を図るための取り組みが必要である。
- (7) コロナ禍に加え、社会情勢による物価の上昇等、区民生活に影響が及んでおり、関係機関と連携しながら、**生活困窮者の自立に向けた支援**に取り組んでいく必要がある。
- (8) 災害時に配慮が必要な高齢者や障害者等の**災害時要配慮者**は増加傾向にあり、**円滑な避難体制を構築**する必要がある。